

NIPPON QUALITY in ギフト・ショー秋 2018 への出展について

独立行政法人中小企業基盤整備機構が、東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2018 に「NIPPON QUALITY in ギフト・ショー」ブースを出展されます。

「世界のライフスタイルに寄り添うような商品を」というテーマのもと、日本が誇る品質や伝統技術に現代のデザインやコンセプト、機能を取り入れたインテリア雑貨、テーブルウェア、キッチン用品などが出展の対象です。

今回、この「NIPPON QUALITY in ギフト・ショー」ブースに、以下の申込対象者に該当する事業者様が出展される場合には、中小企業基盤整備機構の定める出展料について、島根県が費用の支援をすることとしましたので、ご検討ください。

【申込対象者】

1. 国の指定を受けている“伝統的工芸品”製造事業者
2. 島根県の指定を受けている“島根県ふるさと伝統工芸品”製造事業者
3. 上記1・2に準ずるもの
県内に工房を構え、手仕事により県内で工芸品を製造し、生業としていること

【対象商品】

上記1～3の事業者により県内で製造されている商品

概 要	【開催日】 平成30年9月4日（火）～7日（金）10:00～18:00 [4日間] 最終日 16:00 まで 【場 所】 東京国際展示場 [東京ビッグサイト]（東京都江東区有明三丁目 11-1）
募集対象事業者 ・ 出展形態 ・ 海外市場販路拡大へのサポート	【募集対象事業者】 キッチン・ダイニング用品、インテリア・デザイン雑貨、ステーショナリーなどの分野で、オリジナル商品を自社ブランドとして製造し、海外市場・訪日外国人観光客への販路拡大を目指す中小企業者・小規模事業者のうち、「NIPPON QUALITY in ギフト・ショー」の出展事業者として中小企業基盤整備機構が実施する審査により採択された事業者を支援対象とします。 （1小間 4.5㎡程度） ※「NIPPON QUALITY in ギフト・ショー」の募集要項・出展規約等については、下記のホームページによりご確認ください。 http://nipponquality.smrj.go.jp/gift_show/apply/ 【出展形態】 共同出展になります。 【海外市場販路拡大へのサポート】 海外ビジネスに精通した中小機構専門家や通訳スタッフが商談をサポートするなどのメリットがあります。
出展条件 及び 注意事項	中小企業基盤整備機構の定める出展規約のほか、島根県からの出展条件・注意事項は下記のとおりです。 ・出展料（税込み 70,200 円・小間代と基本的な装飾）は島根県が支援します。 ・特殊な備品のレンタル費用や搬入・搬出経費及び交通費等は自己負担です。 ・出展者の皆さまに対しては、商談会当日の成果並びに当日以降の商談及び取引状況について、後日、情報提供を依頼します。

募集定員	5 事業者
申込方法・締切	<p>県への出展支援の申込みとは別に、「NIPPON QUALITY in ギフト・ショー」への出展申込を行う必要がありますので、平成30年5月28日(月)12:00までにNIPPON QUALITY 事務局に応募書類(出展申込書・出品商品申込書)を提出してください(NIPPON QUALITY 事務局が出展を認めた事業者に対して、県は出展料を支援いたします)。</p> <p>応募書類は下記ホームページに掲載されています。 http://nipponquality.smrj.go.jp/gift_show/apply/</p> <p>NIPPON QUALITY 事務局への出展申込みの完了後、平成30年5月31日(木)までに、別添様式により下記問い合わせ先にお知らせください。</p> <p>なお、募集定員を超過した場合には、これまでのギフトショー島根県ブースの出展回数が少ない方や、上記申込対象者の1~2の事業者を優先して支援しますのでご注意ください。</p>
問い合わせ先 (申込先)	<p>【県の出展支援に関すること】 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県しまねブランド推進課 物産企画グループ(担当:長尾) TEL:0852-22-6397 E-mail:brand@pref.shimane.lg.jp</p> <p>※「NIPPON QUALITY in ギフト・ショー」ブースに関することは、直接「NIPPON QUALITY 事務局」にお問い合わせください。 NIPPON QUALITY 事務局 電話:06-6809-2666 (平日10時~18時 ※土日祝日は休日) E-mail:nippon-quality@beeprco.jp</p>